

2026年6月19日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパネットホールディングス
代表者名 代表取締役社長 高田 旭人

株式会社ツインバード（証券コード：6897）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ

（ご注意ください）

このプレスリリースは、株式会社ジャパネットホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）が、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場する株式会社ツインバード（証券コード：6897 本店：新潟県燕市）（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）について、対象者の取締役会の賛同を得た場合にのみ、1株あたり800円で金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の方法によりそのすべてを取得する意向があることをお知らせするものです。(i)対象者が本公開買付けに賛同しない旨の意見表明を行った場合、又は(ii)対象者が本公開買付けに対する何らの意見表明を行うことなく2026年10月30日が経過した場合には、公開買付者は対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）に係る提案を取り下げ、同金額による公開買付けを実施することはいたしませんので、必ず1株あたり800円の公開買付け価格により本公開買付けが行われると誤解されることがないように、ご注意ください。なお、公開買付者は、本日現在、対象者株式を1株も保有しておらず、公開買付者による本公開買付けに係る提案に賛同する旨の対象者の取締役会の意見表明がされるまでの間、対象者の取締役会の下承なく対象者株式を取得することはありません。

公開買付者は、2026年6月19日開催の株主総会において、本取引の一環として、対象者株式を本公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、以前より対象者の製品を仕入れていたことを背景に、2026年2月6日、対象者に対して、対象者の代表取締役社長と公開買付者の代表取締役社長との面談を通じて、対象者の完全子会社化に係る可能性を探りたい旨の申し入れを行いました。当該面談以降、公開買付者による対象者の工場視察や、対象者による公開買付者オフィスへの来社及びアフターサービス現場の視察などを通じて協業に係る可能性について協議した結果、2026年2月19日に、対象者から、まずは資本業務提携から始めたいとの提案を受けました。公開買付者としては、これを受け、対象者の意向を尊重して資本業務提携から開始する方針を2026年2月20日に決定し、検討を進めておりました。しかしながら、対象者より、「収益性の高いB2B事業への転換を最優先課題として決定し、新年度の経営方針に従って改革を進めるスタートを切った直後であるため」という理由から、資本構成の変更を前提とする提案には応じられない旨の連絡を2026年3月2日に受領いたしました。公開買付者としては、本件の意義について改めてご理解をいただくべく、対象者に面談を通じた再協議を打診いたしましたが、協議を再開する機会はありませんでした。

このような経緯を踏まえ、公開買付者は、対象者を公開買付者の完全子会社とすることで想定されるシナジーを早期に実現し、両社の企業価値向上や、株主の皆様・お取引先様・従業員の皆様を含む全てのステークホルダーに対する利益還元を図るという当初の方針に立ち戻りました（交渉の経緯、想定されるシナジー及び当初の方針等の詳細は、下記「2. 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」をご確認ください）。

かかる方針の下、公開買付者は、経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（以下「企業買収行動指針」といいます。）の趣旨に則り、本取引について対象者取締役会の賛同を得るための真摯かつ建設的な協議を行うことを目的に、2026年5月11日に、本取引に関する法的拘束力のない意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を対象者取締役会に対して提出いたしました。

公開買付者は、公開買付者による本取引の提案の事実を含む対象者の株主の皆様のご判断に資する有益な情報が、公開買付者及び対象者から適切かつ積極的に提供されることを促すとともに、本取引に対するご理解及びご賛同を得るのに十分な情報提供及び検討期間を確保すること、並びに、本取引を公表することで対象者において、対象者株主の皆様・お取引先様・従業員の皆様を含む全てのステークホルダーの意見を踏まえた上での判断を行う機会を確保し、対象者の本取引に係る一層充実した検討を可能とすることで、もって公開買付者及び対象者の本取引に関する協議を加速度的に進めることを目的として、2026年6月19日開催の公開買付者株主総会において、本プレスリリースを公表することを決定いたしました。

公開買付者は、対象者の株主の皆様のご判断に有益な情報を適切かつ積極的に開示し（透明性の原則）、対象者の株主の皆様のご合理的な意思決定の機会を確保するため、対象者との協議の進捗状況に応じて、今後も、対象者の株主の皆様のご判断に有益と考える情報を適時に開示する予定です。

本公開買付けにつきましては、本公開買付前提条件（下記「1. 買付け等の概要」の「<本公開買付前提条件>」で定義します。以下同じです。）の全てが充足され又は公開買付者により放棄された（但し、公開買付者が放棄できるのは本公開買付前提条件②（下記「1. 買付け等の概要」の「<本公開買付前提条件>」で定義します。）に限ります。）ことを条件として、2026年10月下旬を目途に（但し、本公開買付前提条件の全てが充足され又は公開買付者により放棄された日が遅れる場合には、当該時期から実務上可能な限り速やかに）開始することを予定しております。また、その概要は下欄に記載のとおりであり、詳細は、4頁以降に記載しております。

この公表は、決して対象者取締役会からの賛同を得ることなく実施される敵対的な買収を意図するものではありません。 下記「1. 買付け等の概要」の「<本公開買付前提条件>」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明する取締役会決議が対象者においてなされ、これが法令等に従って公表され、かつ、かかる賛同意見が変更又は撤回されていないことを本公開買付前提条件の1つとしており、また、当該本公開買付前提条件は、公開買付者がその任意の裁量により放棄することができないこととしております。つまり、**本公開買付けは、対象者取締役会の賛同なく実施されることはありません。** 具体的には、(i)対象者が本公開買付けに賛同しない旨の意見表明を行った場合、又は(ii)対象者が本公開買付けに対する何らの意見表明を行うことなく2026年10月30日が経過した場合には、公開買付者は本取引に係る提案を取り下げ、本公開買付けを実施することはいたしません。なお、本公開買付けを含む本取引の実行について、本日現在、対象者取締役会のご賛同は得られておりません。

他方で、公開買付者は、卓越した技術を有し素晴らしい商品を生み出す対象者と、ユーザーの声を反映して商品を磨き、届けることに強みを持つ公開買付者が一体となってシナジーを実現することを目的とする本取引の実施は、両社にとって最善の道であると強く確信しております。そこで、対象者取締役会のご賛同を前提に、公開買付者の真摯な提案とその意図を対象者だけでなくその株主の皆様その他のステークホルダーの皆様にも十分にご理解いただくため、透明性の高いプロセスにより、お互いが心から納得できる形で本取引を実現したいという公開買付者の強い想いに基づき、この提案内容を広く公表させていただくことといたしました。

1. 買付け等の概要

①	公開買付者	株式会社ジャパネットホールディングス
②	公開買付対象者	株式会社ツインバード
③	買付け等を行う株券等の種類	普通株式
④	買付け等の価格	1株当たり800円（以下「本公開買付価格」といいます。）（下記<本公開買付価格>参照） 本公開買付価格は、本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2026年6月18日（以下「基準日」といいます。）の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値、同日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間、及び6ヶ月間の終値単純平均値（小数点以下を四捨五入しております。以下、終値単純平均値について同じです。）に対してそれぞれ以下のプレミアム（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム率について同じです。）を加えた価格です。

		<ul style="list-style-type: none"> - 基準日終値 395 円に対して 102.53% - 1ヶ月終値単純平均値 396 円に対して 102.02% - 3ヶ月終値単純平均値 398 円に対して 101.01% - 6ヶ月終値単純平均値 407 円に対して 96.56%
⑤	買付予定数	<ul style="list-style-type: none"> - 上限：なし - 下限：7,270,800 株（注1） <p>（注1）当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における当該買付け等の後の公開買付者の株券等所有割合（法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第 1 項第 1 号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。）は、66.67%です。なお、当該計算においては、対象者が 2026 年 5 月 26 日に提出した第 64 期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された 2026 年 2 月 28 日現在の対象者の発行済株式総数（10,906,300 株）から、対象者有価証券報告書に記載された 2026 年 2 月 28 日現在の対象者が所有する自己株式数（134 株。なお、役員向け株式交付信託が保有する対象者株式 240,600 株は、対象者が所有する自己株式数には含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じとします。）を控除した株式数（10,906,166 株）（以下「本基準株式数」といいます。）に係る議決権の数（109,061 個）を分母として計算しております。</p>
⑥	公開買付開始時期	<p>公開買付者は、（i）本許認可等手続（下記「<本公開買付前提条件>」で定義します。以下同じです。）の完了予定時期の見込み（2026 年 9 月末（予定））に加えて、（ii）対象者において設置された特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）に対して、本公開買付にご賛同いただけるよう誠実にご説明を差し上げ、さらに、対象者取締役会及び本特別委員会から、本意向表明書に記載の情報に加えて、本公開買付に対する意見形成のために追加的に必要であると合理的に判断される情報の提供依頼があれば、真摯に対応する予定であり、そのために必要かつ十分な期間を確保すること、及び（iii）対象者及びその株主の皆様の本取引に対するご理解及びご賛同を得るのに十分な検討期間を確保することを意図し、当該期間としては 4 ヶ月間以上の期間を確保することが望ましいと判断したため、2026 年 10 月下旬を目途に本公開買付を開始することを想定しております。本公開買付のスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。</p>
⑦	公開買付期間	30 営業日
⑧	公開買付代理人	みずほ証券株式会社

本取引の詳細については、以下の内容をご覧いただきたく存じますが、下記「2. 買付け等の目的」の「(2) 公開買付を実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「①公開買付者が公開買付の実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、（i）公開買付者は、対象者を完全子会社化することにより、販売網、製品・技術、ブランド力、商品開発力及び業務効率化といった面で両者のシナジーが大きく実現され、両者の企業価値を最大化させることが可能であると確信しております。また、（ii）本公開買付価格（1株当たり 800 円）は、①本公開買付の開始予定についての公表日の前営業日である 2026 年 6 月 18 日（基準日）の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 395 円に対して 102.53%のプレミアムを加えた価格、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 396 円に対して 102.02%のプレミアムを加えた価格、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 398 円に対して 101.01%のプレミアムを加えた価格、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 407 円に対して 96.56%のプレミアムを加えた価格であり、経済産業省が 2019 年 6 月 28 日付で公表した「公正な M&A の在り方に関する指針」（以下「公正な M&A 指針」といいます。）の公表日である 2019 年 6 月 28 日から 2026 年 5 月 31 日までに行われた発行者及びその親会社以外の者による完全子会社化を前提とした公開買付の事例であって、公開買付の開始前に、公開買付者（その特別関係者を含みます。）による買収対象会社に対する議決権所有割合が 33.34%未満の国内上場会社（Tokyo PRO Market を除きます。）を対象とした事例 153 件（なお、REIT を対象とする案件、不成立に終わった案件、二段階公開買付けや所謂ディスカウント公開買付け案件、及び公開買付の開始前に対抗公開買付け等による株価の変動が生じていた案件は、

上記分析から除外しております。)において付与されたプレミアムの中央値を有意に上回るものであること、②対象者の直近5年間の株価が軟調に推移していることや対象者株式の直近1年間の株価が391円から436円の間で推移していること、及び③基準日時点で対象者のPBR(株価純資産倍率)が0.6倍程度であるところ、本公開買付価格はPBR(株価純資産倍率)1.3倍程度に相当する水準であることを踏まえると、対象者の現在の株主の皆様には大きなプレミアムをご享受していただけると考えております。

以上の事実を踏まえると、本取引は、全体として、企業買収行動指針における「真摯な買収提案」(同指針3.1.2)に該当するものであるのみならず、対象者及びその株主の皆様にとって魅力的なご提案であると考えております。

なお、公開買付者は、本取引に係るファイナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選任し、各アドバイザーから財務及び法的観点からの助言を受けております。

本日現在、公開買付者は、対象者及びその株主の皆様の本取引に対するご理解及びご賛同を得るのに十分な検討期間を確保するために、2026年10月下旬を目途に本公開買付けを開始することを想定しております。

また、本日現在、本公開買付前提条件の充足の重大な支障となる事実は認識しておりませんが、対象者の事業内容について、公開情報等を基に分析を行っておりますので、把握することができない事情等が発覚したことにより、今後本公開買付けの開始時期の想定に変更が生じた場合には、速やかにその旨をお知らせするとともに、本公開買付けのスケジュールの詳細についても、決定次第速やかにお知らせいたします。

<本公開買付価格>

本公開買付価格は800円とする予定です。但し、本公開買付価格は、(a)法第27条の11第1項但書に定める公開買付けの撤回が認められる事由が生じていないこと、及び(b)対象者の業務執行を決定する機関が本公開買付けの決済の開始日(以下「本決済開始日」といいます。)前を基準日とする剰余金の配当(対象者が2026年4月14日に公表した「2026年2月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に「配当の状況」として記載された2027年2月期の第2四半期半期末を基準日とする1株当たり3円の間中配当を除きます。)又は取得日とする自己株式の取得についての決定をしていないことを前提としております。上記(a)又は(b)の前提と異なる事由が生じた場合には、当該事由による対象者株式への影響を踏まえた1株当たりの影響に相当する金額を基にして本公開買付価格を見直す可能性があり、本公開買付価格の見直しを行う場合、公開買付者は、本公開買付けの開始時点までに当該見直しを行います。

なお、(a)法第27条の11第1項但書に定める公開買付けの撤回が認められる事由のうち、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、(x)対象者の業務執行を決定する機関が、(a)本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(657百万円(注2))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合、及び(b)具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当を行うことについての決定をした場合において、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(657百万円)を上回る規模の配当がなされる可能性がある場合、(y)対象者の業務執行を決定する機関が、(a)自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における単体の貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(657百万円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合、及び(b)上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、並びに(z)対象者の業務執行を決定する機関が、(a)事業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止、ないしは重要な財産の処分又は譲渡を行うことを決定した場合、又は(b)上記事業の全部又は一部の譲渡、譲受け、休止又は廃止、ないしは重要な財産の処分又は譲渡を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合を想定しております。また、法第27条の11第1項但書に定める公開買付けの撤回が認められる事由のうち、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、(x)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が

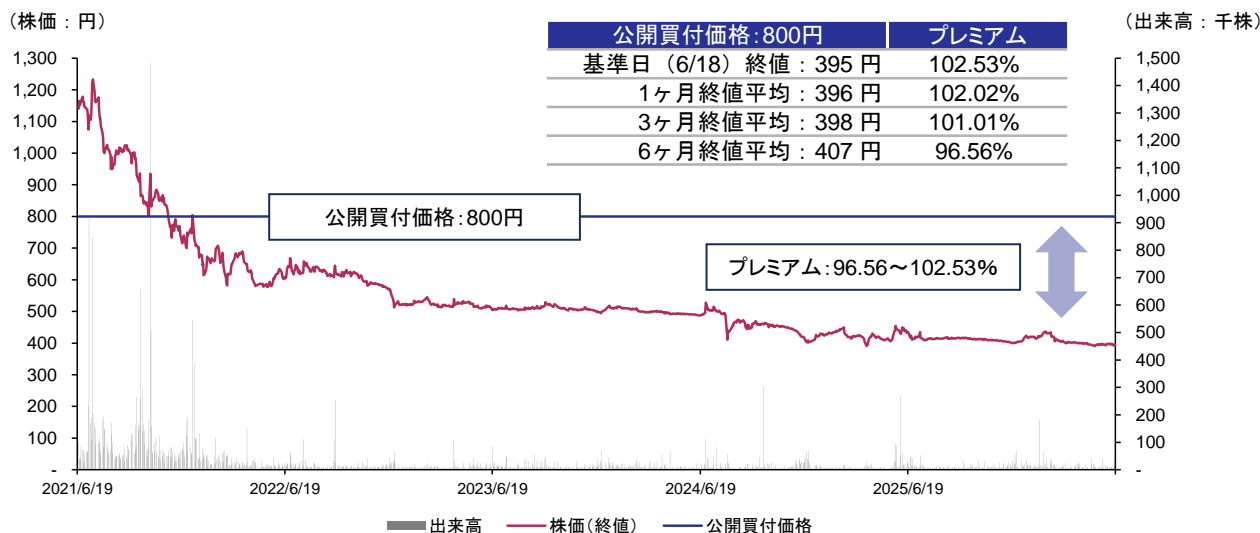
欠けていることが判明した場合、及び（y）対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合を想定しております。

（注2）対象者有価証券報告書の「第5 経理の状況 1【財務諸表等】（1）【財務諸表】 ①貸借対照表」によれば、対象者の2026年2月期の貸借対照表上の純資産額は6,567百万円（1株当たり純資産額は615.74円）です。対象者決算短信によれば、対象者は、2027年2月期の第2四半期半期末を基準日として、1株当たり3円の間配当を行う予定とのことですが、これは対象者の2026年2月期の貸借対照表上の1株当たり純資産額の10%に相当する額（61.574円）を大きく下回っております。

本公開買付価格（1株当たり800円）は、（i）本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2026年6月18日（基準日）の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値395円に対して102.53%のプレミアムを加えた価格、直近1ヶ月間の終値単純平均値396円に対して102.02%のプレミアムを加えた価格、直近3ヶ月間の終値単純平均値398円に対して101.01%のプレミアムを加えた価格、直近6ヶ月間の終値単純平均値407円に対して96.56%のプレミアムを加えた価格であり、公正なM&A指針の公表日である2019年6月28日から2026年5月31日までに行われた発行者及びその親会社以外の者による完全子会社化を前提とした公開買付けの事例であって、公開買付けの開始前に、公開買付者（その特別関係者を含みます。）による買収対象会社に対する議決権所有割合が33.34%未満の国内上場会社（Tokyo PRO Marketを除きます。）を対象とした事例153件（なお、REITを対象とする案件、不成立に終わった案件、二段階公開買付けや所謂ディスカウント公開買付け案件、及び公開買付けの開始前に対抗公開買付け等による株価の変動が生じていた案件は、上記分析から除外しております。）において付与されたプレミアムの中央値（注3）を有意に上回るものであること、（ii）対象者の直近5年間の株価が軟調に推移（注4）していることや対象者株式の直近1年間の株価が391円から436円の間で推移していること、及び（iii）基準日時点で対象者のPBR（株価純資産倍率）が0.6倍程度であるところ、本公開買付価格はPBR（株価純資産倍率）1.3倍程度に相当する水準であることを踏まえると、対象者の現在の株主の皆様には大きなプレミアムをご享受していただけたと考えております。したがって、現時点において、本取引を通じて公開買付者が企図するシナジー効果を定量化することは困難ですが、本公開買付けを含む本取引は対象者の株主の皆様には企業買収行動指針に記載の「株主が享受すべき利益」、すなわち、「買収を行わなくても実現可能な価値」を最低限保障するのみならず、「買収を行わなければ実現できない価値」の公正な分配をも十分保証する合理的な投資回収機会をご提供するものであるとともに、対象者及び対象者の株主の皆様にとって魅力的なご提案であると考えております。

（注3）当該153件を分析した結果、当該公開買付けの公表日の前営業日の終値並びに同日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間、及び6ヶ月間の終値単純平均値に対する公開買付価格のプレミアムの中央値は、それぞれ44.58%、45.53%、46.13%、及び49.58%です（なお、REITを対象とする案件、不成立に終わった案件、二段階公開買付けや所謂ディスカウント公開買付け案件、及び公開買付けの開始前に対抗公開買付け等による株価の変動が生じていた案件は、上記分析から除外しております。）。

（注4）過去5年間の対象者株式の株価推移・出来高は、以下のグラフのとおりです。



<公開買付期間>

本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）については、30 営業日に設定することを予定しております。

これは、公開買付期間として法令に定められた最短期間である 20 営業日に比して長い期間を設定することにより、(i) 対象者取締役会及び本特別委員会に対して、本取引に関する十分な検討期間及び公開買付者との協議期間を提供しつつ、(ii) 対象者の株主の皆様に対して、本取引の是非及び応募について適切に判断するための十分な時間をご提供することを意図するものです。

<本公開買付前提条件>

本公開買付けは、以下の前提条件（以下、①の前提条件を「本公開買付前提条件①」、②の前提条件を「本公開買付前提条件②」、③の前提条件を「本公開買付前提条件③」といい、それらを併せて「本公開買付前提条件」といいます。）の全てが充足され又は公開買付者により放棄された場合（但し、公開買付者が放棄できるのは本公開買付前提条件②に限ります。）に、開始いたします。

- ① 本取引の実行にあたり必要となる国内外の競争法及び外資規制に基づく手続（以下「本許認可等手続」といいます。）が全て完了し、又は公開買付期間の末日までに完了することが合理的に見込まれると公開買付者が判断していること
- ② (a) 法第27条の11第1項但書に定める公開買付けの撤回が認められる事由が生じていないこと、及び
(b) 対象者の業務執行を決定する機関が本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当（対象者決算短信に「配当の状況」として記載された2027年2月期の第2四半期半期末を基準日とする1株当たり3円の間配当を除きます。）又は取得日とする自己株式の取得についての決定をしていないこと
- ③ 本公開買付けに対して、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明する旨の対象者における取締役会決議がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる賛同意見が変更又は撤回されていないこと

(ア) 本公開買付前提条件①に係る公開買付者の認識について

本公開買付前提条件①の本許認可等手続の具体的な内容について、公開買付者は、本日現在、現時点までに入手可能であった公開情報を基に入念に精査した結果に基づき、本取引の実行にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）に基づく許認可の取得その他の手続が必要であり、その他の国外の競争法及び外資規制に基づく手続は不要と整理しております。なお、公開買付者は、対象者との間で本許認可等手続について協議を行っていな

いことから、今後、公表されていない対象者の事業内容が明らかとなり、当該事業内容又は監督当局の見解に照らして上記以外の本許認可等手続が必要となった場合には、その旨を公表するとともに、その手続の完了に向けて直ちに必要に対応をいたします。もっとも、公開買付者としては、独占禁止法に基づく手続以外に必要な本許認可等手続を認識していないことから、本日現在、独占禁止法に基づく手続（独占禁止法第 10 条第 2 項に基づく株式取得計画届出書の提出を念頭に置いております。）の完了に向けて対応を進めた上で、当該手続に関する審査期間が完了した旨の連絡が 2026 年 9 月末までに受領できると見込んでいることも踏まえ、2026 年 10 月下旬を目途に、本公開買付けを開始することを予定しています。本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。

なお、公開買付者は、本日現在、公開買付者が必要であると認識している独占禁止法に基づく手続について、TMI 総合法律事務所のアドバイスに基づき、公開買付期間の開始までに完了することができるよう必要に対応を進めており、現状及び今後の見通しは以下のとおりです。

地域	根拠法令	現状	完了見込時期（予定）
日本	独占禁止法	本日以降、2026 年 7 月末までの間に提出予定	2026 年 9 月末（予定）

(イ) 本公開買付前提条件②に係る公開買付者の認識について

公開買付者は、本日現在、本公開買付前提条件②に該当する事由が生じていることを認識しておりません。公開買付者は、本公開買付前提条件②に該当する事由が生じた場合であっても、本公開買付価格の修正をするときは、本公開買付前提条件②を放棄します。

(ウ) 本公開買付前提条件③に係る公開買付者の認識について

公開買付者は、対象者の株主の皆様、公開買付者の提案が、対象者の企業価値の最大化に資するものであり、かつ、当該企業価値の最大化を踏まえた本公開買付価格を含む本公開買付けの条件が、対象者ひいては対象者の株主の皆様にとって魅力的な提案であることを十分にご理解いただいた上で本公開買付けに対する応募の是非をご判断いただきたいと考えており、そのためには、本公開買付けを実施するにあたって、対象者取締役会に公開買付者の提案を十分にご理解いただいた上でご賛同いただき、その旨を対象者の株主の皆様にご表明いただくことが重要であると考えております。また、公開買付者としては、対象者の更なる企業価値向上のためには、豊富な業界経験と実績を擁する対象者の現経営陣の高いモチベーションが必要不可欠であることから、原則として現状の経営体制を維持し、本取引後も引き続き職務を執行していただくことを想定しており、そのため、本取引につき対象者経営陣の理解を得た上で友好的に進めていきたいと考えております。以上を踏まえて、本公開買付けを実施するにあたり、対象者取締役会の賛同を得た上で進めるべく、本公開買付前提条件③を本公開買付前提条件に含めております。具体的には、(i) 対象者が本公開買付けに賛同しない旨の意見表明を行った場合、又は(ii) 対象者が本公開買付けに対する何らの意見表明を行うことなく 2026 年 10 月 30 日が経過した場合には、公開買付者は本取引に係る提案を取り下げ、本公開買付けを実施することはいたしません。

公開買付者は、2026 年 5 月 11 日に、対象者取締役会に対して本意向表明書を提出して以降、本日時点において、本公開買付けに対する意見表明を受けておりません。

もっとも、公開買付者としては、(a) 本取引は公開買付者と対象者の強固な連携を通じて対象者のシナジー（想定されるシナジー及び本取引後の経営方針等の詳細は、下記「2. 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」をご参照ください。）を発現することで対象者の企業価値を最大化させるものであること、(b) 本公開買付価格である 1 株当たり 800 円は、上記「<本公開買付価格>」に記載のとおり、対象者の株主の皆様には大きなプレミアムをご享受い

ただける価格であること、(c) 本公開買付けに係る決済には、自己資金を用いる予定であるところ、公開買付者は2025年12月31日時点で約421億円の現預金(連結ベース)を保有しており、保有する自己資金で決済資金の準備も完了していること、(d) 本日現在、本公開買付前提条件の充足及び本公開買付けに係る決済の重大な支障となる事実を認識しておらず、2026年10月下旬を目途に本公開買付前提条件を充足した上で本公開買付けを開始することができるものと考えていることを踏まえると、公開買付者による本取引に係る提案は、その具体性・目的の正当性・実現可能性に照らして、企業買収行動指針における「真摯な買収提案」(同指針3.1.2)に該当するものであるのみならず、対象者及びその株主の皆様にとって魅力的な提案であって、対象者の企業価値の向上及び対象者株主の共同の利益の確保の観点に照らして、対象者取締役会及び本特別委員会において真摯にご検討いただいた上で、対象者取締役会及び本特別委員会より賛同いただける内容であると確信しております。

公開買付者は、対象者取締役会及び本特別委員会に公開買付者の提案の内容につき正しくご理解いただき、これに賛同いただけるよう、対象者取締役会及び本特別委員会との間の協議・交渉を継続する予定です。

<本公開買付けを含む本取引のスケジュール>

現時点で公開買付者が想定している、本公開買付けを含む本取引のスケジュールは、大要において、以下のとおりです。

本意向表明書提出日	2026年5月11日(月曜日)
本公開買付けの開始予定に関する公表	2026年6月19日(金曜日)
独占禁止法に基づくクリアランスの取得	2026年9月末(予定)
公開買付開始公告日	2026年10月下旬(予定)
公開買付届出書提出日	2026年10月下旬(予定)

2. 買付け等の目的

(1) 公開買付けの目的の概要

公開買付者は、2026年6月19日開催の株主総会において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、本公開買付前提条件の全てが充足され又は公開買付者により放棄されたことを本公開買付け開始の条件として、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を対象とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を7,270,800株(所有割合(注):66.67%)と設定する予定であり本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が7,270,800株に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(注)「所有割合」とは、本基準株式数(10,906,166株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載において同じです。)をいいます。

なお、本公開買付けにおける買付予定数の下限である7,270,800株(所有割合:66.67%)は、対象者有価証券報告書に記載された2026年2月28日現在の対象者の発行済株式総数(10,906,300株)から、対象者有価証券報告書に記載された2026年2月28日現在の対象者が所有する自己株式数(134株)を控除した株式数(10,906,166株)に係る議決権の数(109,061個)に3分の2を乗じた数(72,708個、小数点以下を切り上げ)に対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(7,270,800株)(所有割合:66.67%)としております。これは、本取引においては対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としているところ、本株式併合(下記「(3) 公開買付け後の組織再編等の方針」の「② 株式併合」に定義します。以下同じです。)の手続を実施する際に、会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、本取引を確実に実施すべく、公開買付者が対象者の総株主の議決権の数の3分の2以上を所有することとなるように設定したものです。一方、公開買付者は、対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図してい

るため、本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,270,800株）以上の場合、応募株券等の全ての買付け等を行います。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「(3) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本公開買付けの成立後、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。

(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針

① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

I. 公開買付者グループについて

(i) 公開買付者の概要

公開買付者は、2007年6月に株式会社ジャパネットたかたの持株会社として設立されました。また、株式会社ジャパネットたかたは、1986年1月にたかたカメラグループより分離独立し、「株式会社たかた」として設立されたのち、1999年5月に商号を「株式会社ジャパネットたかた」に変更し、現在に至ります。

(ii) 公開買付者グループの事業展開と強み

公開買付者グループ（公開買付者及び連結子会社15社（本日現在）を総称していいます。以下「公開買付者グループ」の記載において同じです。）は、「お客様・お取引先様・従業員をはじめ、関わるすべての人々の毎日を『今を生きる楽しさ』にあふれたものにしたい」という理念のもと、通信販売事業を中核として、スポーツ・地域創生など幅広い分野へと事業領域を拡大してまいりました。

通信販売事業においては、各カテゴリーにおける最高の一品にこだわり、とことん磨き、その良さを徹底的に伝えることで、お客様の生活をより豊かにすることを使命としております。この想いのもと、「見つける」「磨く」「伝える」を事業方針に掲げ、公開買付者が長年培ってきた「自前主義」（注）の考え方のもと、積極的なM&Aや大規模な設備投資を実行することで、商品企画から販売、物流、アフターサービスに至るまでを自社で一貫して担う体制を構築してまいりました。自前主義の事業運営による品質管理とコスト競争力の両立、取扱商品点数を厳選することで顧客満足度と収益性を高める商品選定戦略、テレビ・ラジオ・紙媒体・ECサイト等の自社メディアを活用した多角的な販売手法を強みとして、「今を生きる楽しさ」を実感いただける商品・サービスを提供してきた結果、2025年12月期には売上高2,908億円規模へと成長を遂げております。さらに、通信販売事業で培った強みを活かし、お客様の生活をより豊かにする多彩なサービス展開も推進しております。具体的には、富士山の天然水を自社で採水から配送・アフターサービスまで一貫して行う「ウォーター事業」、日本一周クルーズや温泉宿泊など非日常の体験を企画・販売する「旅行事業」、そしてBS放送局「BS10」での衛星放送史上初となる無料放送と有料放送のハイブリッド運営を行う「放送事業」など、多岐にわたる分野で「自前主義」による高品質なサービスを提供しております。

（注）「自前主義」とは、商品企画から販売、物流、アフターサービスに至るまでを自社で一貫して担う体制のことをいいます。

また、公開買付者は、2019年以降、通信販売事業に次ぐ成長の柱として、スポーツ・地域創生事業に本格的に取り組んでおります。具体的には、プロサッカークラブ「V・ファーレン長崎」及びプロバスケットボールクラブ「長崎ヴェルカ」の運営に加え、2024年にはサッカースタジアムを中核とした複合施設「長崎スタジアムシティ」を開業いたしました。また、2026年には長崎の内海・大村湾に面したゴルフ&ホテルのリゾートアイランド、パサージュ琴海を取得するなど、まずは地元・長崎の活性化、長崎の雇用の創出・促進に貢献し、将来的には日本全体を元気づける存在となることを目指しております。

通信販売事業からスポーツ・地域創生事業に至るまで、公開買付者がこうした多角的な事業展開において安定した成長を実現できている最大の基盤は、「非上場」という経営形態を貫いている点にあります。短期的な四半期利益の追求や株式市場からの過度なプレッシャーに左右されることなく、お客様や従業員、そして地域社会にとって真に長期的な価値をもたらす大胆かつ迅速な先行投資・経営判断を下せることこそが、公開買付者の強みの一つであり、広く社会からご評価いただいている理由であると考えております。

(iii) 公開買付者のM&Aに対する基本姿勢と実績

公開買付者の持続的な成長の背景には、単なる資本の論理や規模の拡大のみにとらわれない、独自の魅力と高いポテンシャルを持つ企業様との積極的なM&Aの歴史があります。公開買付者は「世の中にある本当に良いモノを見つけ、磨き、伝える」という事業方針に合致し、社会に必要とされる事業に対しては、非上場企業ならではの機動力と強固な財務基盤を最大限に活かします。すなわち、目先の収益改善やリストラによる一時的な利益創出に囚われるのではなく、5年、10年先を見据えた中長期的な視点で、システム改修や設備投資、そして何より「人」への惜しみない投資を実行してきたと自負しております。

これまで公開買付者が実行し、対象企業の事業育成や強みの融合を通じて企業価値の向上を実現してきたM&Aの主な事例は、以下のとおりです。

- ・ 株式会社V・ファーレン長崎（2017年公開買付者グループ入り）
 - ・ 事業内容：長崎県をホームタウンとするプロサッカークラブ「V・ファーレン長崎」の運営
 - ・ これまでの経緯と実績：深刻な経営危機と不祥事によりクラブ存続の危機に陥っていたなか、公開買付者は、2017年3月20日実施の同社株主向け説明会にて、単なるスポンサーの枠を超え、完全子会社化して自ら経営の全責任を負う覚悟を表明しました。公開買付者が同社の完全子会社化後に着手したのは、徹底したコンプライアンスの立て直しと、選手・スタッフ一人ひとりとの対話を通じた組織風土の根本的な改革です。この「人」と「透明性」を重んじる地域密着の経営により、ステークホルダーからの信頼を回復し、クラブ史上初となるJ1昇格を達成しました。さらに現在では、公開買付者が民設民営で主導する総額1,000億円規模のビッグプロジェクト「長崎スタジアムシティ」の核として機能しており、1試合平均の観客動員数は、2017年の5,941名からの数年間で急成長を遂げ、2026年5月24日時点では19,842名に達しています。この強固な集客基盤を背景に、スポンサー社数やファンコミュニティの規模も、過去最高水準を更新し続けています。この取り組みは、スポーツを通じた感動の創出にとどまらず、千人規模の直接雇用と巨大な経済波及効果を生み出し、長崎という地域経済全体を力強く牽引する存在へとクラブを成長させています。この実績は、公開買付者が本取引において、対象者の本拠地である燕三条の地域社会と経済にどれほど本気で貢献しようとしているかを示す確固たる証左であると考えております。

- ・ コウノウォーター株式会社（2018年公開買付者グループ入り、現：株式会社ジャパネットウォーター）
 - ・ 事業内容：富士山の天然水の製造、及びウォーターサーバー等の販売・レンタルサービスの提供
 - ・ これまでの経緯と実績：公開買付者グループ入り前（2018年当時）の売上高（約10億円）と比較すると、直近事業年度である2025年12月期においては売上高約97億円規模へと約10倍の成長を達成しており、公開買付者がこれまで実施したM&Aにおいて、最も飛躍的に事業規模と企業価値を拡大させた成功事例の一つであると認識しております。また、公開買付者の本社や東京拠点から離れた山梨県という地方でのM&Aの成功事例でもあると考えております。同社の全株式取得後、公開買付者が長年培ってきた「自前主義」の考え

方のもと、最新鋭のボトリング設備を導入する製造工場への大規模な設備投資を断行いたしました。これにより、徹底した水質管理による品質向上と生産能力の増大を同時に実現し、採水から製造、設置、アフターサービスに至るまでを一貫して自社で担う「製販垂直統合」の強固な体制を構築しました。買収後も多くの社員がそのまま残り活躍しており、給与水準の引き上げや労働環境の整備を通じて待遇が大きく改善されたことも、公開買付者の「人」を大切にの方針の表れであると考えております。さらに、公開買付者グループが有する自社運営のコールセンターに日々寄せられるお客様の声を、製造部門やアフターサービス部門へ即時かつダイレクトに連携し、ウォーターサーバーの改良や配送サービスの向上等にスピーディーに反映させる体制を構築したことで、お客様の声をダイレクトにサービス改善へ活かすサイクルが機能した結果、「2026年 オリコン顧客満足度®調査 ウォーターサーバー」において、6年連続総合ランキング第1位を獲得しました。対象者との統合におきましても、短期的な利益追求ではなく、公開買付者が持つ約900万人の顧客基盤や多角的なメディア展開をはじめとする販売力と事業成長を見据えた先行投資を掛け合わせることで、対象者が長年培われてきた「ものづくり」の真のポテンシャルを最大限に引き出し、共に成長できると確信しております。

- ・ 株式会社スター・チャンネル（2024年公開買付者グループ入り）
 - ・ 事業内容：BS放送やインターネット配信を通じた映画・ドラマ等のエンターテインメント・コンテンツの提供
 - ・ これまでの経緯と実績：同社は、映画専門有料チャンネルとして、あらかじめ決められた番組表に沿ってハリウッド映画からクラシック映画、日本未公開作品等、映画やドラマのプレミアムコンテンツを放送するビジネスモデルを展開してまいりました。しかしながら、巨大な外資系動画配信サービスの台頭により、視聴者が好きな時に好きなコンテンツを視聴できるオンデマンド型の視聴スタイルが普及した結果、従来の定時放送型の有料サービスの加入者が減少し、そのビジネスモデルが限界を迎え業績不振に苦しむなか、公開買付者グループの1社である株式会社ジャパネットブロードキャスティングが2022年3月27日に開局した無料BS放送局「BSJapanext」と2024年6月に組織を統合しました。その後、衛星放送史上初となる同じ10ボタンポジションでの無料放送と有料放送のハイブリッド運営を行う「BS10（ビーエステン）」として2025年に大幅なりニューアルに踏み切りました。ここでも公開買付者が徹底したのは、スター・チャンネルが長年築き上げてきた「本物の映画を届ける」という文化と深いリスペクトを守り抜きながら、お客様の多様なニーズに応えるための大胆な改革を実行することです。さらに、これまでプラットフォーム事業者（衛星放送やケーブルテレビ等の配信事業者）経由に依存していた契約形態を改め、公開買付者のコールセンター等のインフラを活用した自社受注の仕組みを確立して視聴者との直接契約を実現するとともに、これまでの放送の枠組みにとらわれず、放送と通信のそれぞれの長所を戦略的に融合させることで、生産性を高める仕組みを構築しております。また、「映画専門チャンネル」から新たに“今日もいい映画、今日もいい音楽”をテーマに据え、他では見られない音楽コンテンツも積極的に増やし、従来のコアな映画ファンとは異なる、アーティストファンなど、これまでリーチできていなかった新規顧客層をスピーディーに開拓しております。これにより、プラットフォーム事業者への依存脱却による手数料の大幅な削減や、グループ内のインフラ活用による制作・運営コストの圧縮といったコスト構造の改革と合わせ、収益構造の抜本的な変革を実現しつつあります。既存の枠組みにとらわれず「本当に良いモノの価値を新たな形で正しく伝える」というこの姿勢は、対象者のこだわり抜かれた家電製品の魅力を全国に広めるアプローチと全く同じベクトルを持っていると考えております。
- ・ 株式会社ゆこゆこ（2024年公開買付者グループ入り）

- ・ 事業内容：温泉・旅館に特化した宿泊予約サービス（OTA）「ゆこゆこ」の運営及び旅行事業
- ・ これまでの経緯と実績：全国の温泉地や旅館の情報を豊富に掲載し、シニア層をメインターゲットとする同社を、公開買付者の成長領域であり主力事業の一つである「旅行事業」の強みと融合させることに努めてまいりました。同社は公開買付者による買収前はファンDが株主でしたが、現在は公開買付者のもとで中長期的な目線でサービスを磨き上げる体制へと転換しております。さらに、公開買付者グループ入り後の新たな取り組みとして、公開買付者の約900万人の顧客基盤や多角的なメディア展開をはじめとする販売力を背景に宿から直接閑散期の客室を「買い取る」形（仕入れ）で販売するモデルを導入し、お得な価格で温泉宿を提供できる強みを創出したものと認識しております。加えて、同社が備えるWebサイトや充実した電話での予約センターも、公開買付者のオムニチャネルとの相性が極めて良いものであったと認識しております。この中長期的な視点での事業育成と強みの融合による成功体験は、対象者の公表資料等の分析（具体的には、自社ECサイト等を通じた直接販売（D2C）の売上規模が対象者全体の2割程度と、未だ限定的であるという事業構造の分析を指します。）を通じて認識した、対象者が抱える「優れた製品があるにもかかわらず、それを届ける直販・プロモーション網に制約がある」という課題を、即座に解決できると考えております。
- ・ 株式会社パサージュ琴海（2026年3月公開買付者グループ入り）
 - ・ 事業内容：長崎県における名門ゴルフ場及びリゾートホテル施設「パサージュ琴海」の運営
 - ・ これまでの経緯と実績：2026年3月に完全子会社化したばかりの直近の事例であり、1992年4月に開業した長崎県を代表する名門ゴルフ場・ホテル施設です。公開買付者が進める「地域創生事業」の新たな取り組みとして、長崎スタジアムシティや既存の旅行事業とのシームレスな連携を見据えて公開買付者グループに迎え入れました。名門としての格とブランド価値、そして長年尽力されてきた従業員の皆様の雇用を完全に守り抜きながらも、公開買付者の強固な財務基盤と豊富な手元資金を背景に、老朽化したハード面の設備更新を実行してまいります。目先のコスト削減ではなく、国内外のVIPをお迎えするにふさわしい、日本を代表する魅力的なプレミアムリゾート施設への再生に向けた投資に着手しております。この姿勢は、対象者との統合後においても、短期的な利益確保のために「TWINBIRD」ブランド（対象者のブランド）や研究開発（R&D）を犠牲にするのではなく、むしろ世界と戦うための生産設備のDX化や技術開発に対して、公開買付者の十分な資金力を背景とした先行投資を行う覚悟があることを明確に示していると考えております。

II. 対象者の現状認識と公開買付者が共感する戦略の方向性

対象者有価証券報告書によれば、対象者は、1962年4月に商号を野水電化株式会社として設立され、金属の表面加工及び金属製品の製品加工を開始されたとのことです。1979年4月に商号をツインバード工業株式会社に変更し、2022年10月に現在の株式会社ツインバードに変更されたとのことです。また、対象者株式については、1996年2月に新潟証券取引所に上場した後、2000年3月には新潟証券取引所の東京証券取引所との合併に伴い、東京証券取引所市場第二部に上場し、2022年4月に東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、東京証券取引所スタンダード市場に移行したとのことです。

対象者は、ものづくりの町として世界的に高い評価を受ける新潟県燕三条地域において創業されて以来、75年という長きにわたる歴史の中で「感動と快適さを提供する商品の開発」という経営理念のもと、家電製品事業及びFPSC事業（注1）を展開されてきたと理解しております。特に、高付加価値商品である「匠プレミアム」シリーズの全自動コーヒーメーカーの成功や、社会的意義の高いFPSC量産

化技術（国際宇宙ステーション向け冷凍冷蔵庫等への採用）の実績は、対象者の卓越した技術力の証であると認識しております。

（注1）「FPSC事業」とは、対象者が長年にわたり研究開発・投資を行ってきた独自の新冷却技術「フリー・ピストン・スターリング・クーラー（Free Piston Stirling Cooler）」を用いた事業をいいます。同技術は、国際宇宙ステーションなどの宇宙開発分野で活用されているほか、2020年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的流行に際しては、外務省と国際協力機構（JICA）による「ラスト・ワン・マイル支援」等を通じて、東ティモール、モザンビーク、セネガルをはじめとする70以上の開発途上国・地域へワクチン運搬用の超低温冷凍庫として供与され、各国のワクチン接種体制の構築に大きく貢献した実績を有しているとのことです。

また、対象者の代表取締役社長である野水重明氏ご自身が現場に立ち、商品企画のアイデア出しの段階からお客さま目線で最終判断を下されるという徹底した「現場主義」のものづくりや、発展途上国へのワクチン運搬庫の提供に代表されるように、単なる収益性だけでなく、社会の公器として「正しさ」を追求して行動される姿勢に、私たちは深い感銘を受けております。さらに、単なるコスト効率や大量生産といった短期的な合理性のみを追い求めるのではなく、製品を通じてお客さまの毎日の暮らしに本質的な豊かさをもたらすことを目指す対象者の誠実なものづくりの哲学も、対象者が有する独自の大きな魅力であると認識しております。

一方で、近年の家電市場は量販店におけるSPA化（注2）の進展や海外大手メーカーの台頭などにより競争が激化しており、厳しい環境が続いていると拝察しております。2期連続で当期純損失を計上される中、国内製造比率の引き上げやB2Bチャネルへの注力といった施策を講じられているものの、対象者において抜本的な事業構造改革が求められている段階にあると理解しております。

（注2）「SPA化」とは、Specialty store retailer of Private label Apparelの略称から派生した用語です。本来はアパレル業界において商品の企画から製造、販売までを小売業者が一貫して行うビジネスモデルをいいますが、家電市場においては、家電量販店などの小売業者が自社で企画・開発したPB商品を直接販売する動きが拡大していることをいいます。

公開買付者は、かねてより対象者の有する技術力を高く評価し、上記のとおり、2026年2月6日以降、対象者との間で、対象者の完全子会社化に係る可能性や資本業務提携に関する協議を行ってまいりましたが、対象者から、資本構成の変更を前提とする提案には応じられない旨の連絡を2026年3月上旬に受領いたしました。もっともその後、対象者が2026年4月24日に公表した「今後の事業展開について」において、対象者が黒字化に向けた不退職の決意を示されたことに、公開買付者は強く共感し、「収益性の高い販路や商品へのシフト」を掲げ、B2C領域におけるD2Cやギフトへのシフト、B2B領域でのFPSC関連製品やホテル・医療機関向け製品への注力、美容室ルート向けの「匠クラフトドライヤー」など高付加価値領域へ集中する方向性は、対象者の技術力が正当に評価される市場へのアプローチであり、極めて的確な戦略であると確信しております。

そして、公開買付者は、両社が一つになることで、対象者のこの変革に向けた戦略を、圧倒的なスピードとスケールで具現化できると信じております。公開買付者が対象者の最適なパートナーになり得ると考える最大の理由は、公開買付者自身もまた、従来の「販売」という枠組みを超え、本格的な「ものづくり」への進化を強く志向しているからです。

これまで公開買付者のプライベートブランド（PB）開発は、外部メーカーへの製造委託（OEM）が中心でした。しかしながら、年間数百万件に及ぶお客様からの「生の声」をスピーディーかつダイレクトに製品の機能向上や品質改善に反映させ、お客様の真のニーズに100%応える製品を適正な価格で提供するためには、現在の外部委託の枠組みでは限界があるという結論に至りました。だからこそ、公開買付者自らが製造業の領域へと深く踏み込み、製品の企画・設計から製造、販売、アフターサービスまでを一貫通貫で行う「製販垂直統合モデル」の確立を目指しております。この公開買付者のビジョンは、

対象者が有する高度なものづくりの基盤があつてこそ実現できるものであり、両社の目指す方向性が完全に合致していると考えております。

公開買付者がこの「製販垂直統合モデル」を実現するにあたり、パートナーは対象者でなくてはならず、他のいかなる会社でも実現できないと確信しております。顧客視点に立った「現場主義」、多品種の企画・開発を迅速に行う開発力、FPSCに代表される「匠の技術」、そして何より燕三条という世界に誇る職人文化の土壌とネットワークを有する対象者と組むことで初めて、公開買付者の目指す理想のメーカーへの進化が完成いたします。対象者は公開買付者にとって唯一無二であり、代替不可能な存在であると考えております。

日本の生活インフラを支え続けてきた家電産業は、昨今のライフスタイルの急速な多様化（単身世帯の増加、共働き世帯の時短ニーズ等）や、持続可能な社会に向けた環境対応ニーズの高まりにより、今後さらにその重要性を増していくと考えております。一方で、現在の国内家電業界を取り巻く環境は極めて厳しく、白物家電を中心にコモディティ化（一般化）が進み、激しい価格競争の波に呑み込まれています。多くの国内メーカーが生き残りをかけてコストダウンを優先せざるを得ず、その結果、研究開発への投資が抑制され、新たなイノベーションが生まれにくいという低成長サイクルに陥っていると認識しております。このままでは、圧倒的な資本力と規模の経済を背景にコスト競争力で勝る海外の新興国メーカーに市場シェアを完全に奪われ、長年培われてきた日本のものづくり基盤そのものが途絶しかねないという強い危機感を公開買付者は抱いております。

「世の中にある本当に良いモノを見つけ、磨き、伝える」という確固たる想いを持つ公開買付者にとって、この日本のものづくりの危機は決して看過できるものではありません。公開買付者には、日々コールセンターを通じてお客様から寄せられる膨大な「生の声（お困りごと、ご要望、不満点）」という、製品開発における宝の山が蓄積されています。この公開買付者独自の「強固な顧客基盤」と「圧倒的な販売・マーケティング力」に、高度な「製造機能」を掛け合わせることで、お客様の潜在的なニーズを的確に捉えた製品をスピーディーに開発・製造し、公開買付者ならではのストーリー性のある提案で直接お客様にお届けする、そして、販売後の手厚いアフターサービスでさらに顧客満足度を高め、次なる製品開発へと繋げる、この強固なサイクルを生み出す「製販垂直統合モデル」を構築し、衰退しつつある国内家電市場に新たな風を吹き込みたいと強く願っております。また、両社一体となった事業運営により、対象者の販売拡大及びブランド価値向上が実現されることは、対象者が本社・主要工場を構える燕三条地域の協力企業にとっても雇用創出につながり、日本が世界に誇る同地域の「ものづくり」文化を次世代へ継承していくことにも大きく寄与するものと考えております。

公開買付者グループは、地方から日本経済全体を活性化し、日本を元気にしていきたいという想いを常に大切にしてきました。対象者との経営統合を通じて、既にブランド力のある燕三条の産業全体を益々活性化させていくことができると確信しております。

III. 公開買付者及び対象者の事業シナジー

(ア) チャンネルミックスでの対象者製品の販売拡大

- ・ 公開買付者は、テレビ・ラジオ・紙媒体・ECサイト等の複数の販売チャンネルを保有しており、商品特性やターゲット顧客に応じた柔軟かつ最適な販売手法を組み合わせることが可能です。本取引成立後、これらのチャンネルミックスと、約900万人の顧客基盤を活用し対象者の製品を展開することで、従来対象者がリーチできていなかった新たな顧客層への認知向上及び販売拡大というシナジーを即座に実現させることができると考えております。
- ・ また、放送・WEB・紙面を通じて商品の特長や開発背景、使用価値を丁寧かつ分かりやすく伝えることにより、対象者の製品についても、価格競争に依存しない安定的な販売数量を確保することにつながるものと考えております。

(イ) 既存事業の製造移管

- ・ 本取引成立後、現在公開買付者が展開している既存事業の製造の一部について、技術的な連携や生産体制の構築を両社で速やかに進めながら段階的に対象者へ移管・切り替えることで、確実なシナジーを創出いたします。
- ・ 公開買付者の販売網とこれまでの販売実績をベースに試算いたしますと、この製造移管は対象者に対して確実な受注をもたらすものであり、対象者の工場稼働率を高め、直接的な売上・業績の回復をもたらす事業基盤になると見込んでおります。特定の製品領域にとらわれず、両社の強みを最大限に活かせる分野から着実に進めてまいります。

(ウ) ブランド力の飛躍的向上

- ・ 公開買付者が長年培ってきた「信頼・安心」の通販ブランドとしての評価と、対象者が有する「燕三条発のものづくり企業」としての評価を融合させることで、両社のブランド価値を相互に高めることが可能であると考えております。対象者においては、公開買付者の発信力を活かした「認知度の飛躍的な向上」及び「アフターサービス体制の強化による顧客満足度の向上」を通じて、ブランド価値のさらなる深化が期待でき、公開買付者においても、対象者の高い技術力に裏打ちされた高品質な商品を提供することで、「世の中にある本当に良いモノを見つけ、磨き、伝える企業」としての価値を一層高めることが可能となると考えております。

(エ) 共同商品企画による商品開発力強化

- ・ 公開買付者が保有する膨大な顧客データ、購買履歴、コールセンターに集積された顧客の声と、対象者の設計・開発・製造に関する高度なノウハウを掛け合わせることで、顧客ニーズにより即した商品開発が可能となると考えております。具体的には、企画初期段階から価格帯、機能、使い勝手を具体的にすり合わせることにより、開発の手戻りや販売後の不満を抑制し、ヒット確度の高い商品を効率的に市場投入することができると考えております。これにより、商品開発における「質」と「スピード」の両立が実現されるものと考えております。

(オ) 物流センター・コールセンターの統合及び業務効率化

- ・ 公開買付者が有する自社物流センターの機能を活用することで、対象者の物流業務の効率化やコスト削減、リードタイムの短縮が可能となると考えております。また、対象者が本社内にコールセンターを併設し、お客様の生の声を製品開発に迅速にフィードバックするという姿勢に、公開買付者は深く共感しております。そのため、コールセンターの立地や運営体制については、公開買付者側のコールセンターへ即時に統合するのではなく、対象者とともに最適な形を議論・検討してまいりたいと考えております。

(カ) 上場維持コスト及びバックオフィス業務負担の低減

- ・ 公開買付者は、『『今を生きる楽しさ』を』という企業理念を追求し、お客様に中長期的な価値を提供し続けるため、あえて非上場を貫いております。対象者においても非上場化が実現した場合は、短期的な株式市場の評価や四半期ごとの業績変動プレッシャーから解放され、本質的な製品開発へ向けた経営判断の迅速化が可能となると考えております。
- ・ システム、総務、資産管理、経理といったバックオフィスの業務改善や、広報活動の強化についても、統合ありきではなく、公開買付者のリソースを活用した柔軟なサポート体制の構築をご提案したいと考えております。

(キ) B2BとB2Cの役割の分担と経営基盤の強化

- ・ 本取引により、対象者は現在注力をしている取引先のPBブランド製品やODM製品の受注等のB2Bとしての役割をより明確にし、B2C領域においては対象者の既存販路に加えて公開買付者の販売網を新たに活用することで、より多くのお客様に製品を届け、収益性の向上を図ることができると考えております。

- ・ また、公開買付者の資金力を背景とした対象者の借入金返済による金利負担の軽減や、将来的には工場への設備投資も視野に入れております。両社がそれぞれの強みに集中することで、組織の混乱や重複投資を避けつつ、バリューチェーン全体の最適化とグループ全体としての競争力を中長期的に高めることに寄与すると考えております。

公開買付者は、上記のような両社のシナジーを早期かつ確実に実現するためには、緩やかな資本業務提携や対象者の単なる非公開化にとどまらず、両社が完全に一体となる必要があると考えました。具体的には、資本業務提携といった独立した経営体制を残す形では、顧客データや開発ノウハウの完全な共有、並びに両社のリソースを最適に配分する抜本的な事業構造改革を迅速に断行することに限界があり、また、「非上場会社」という経営体系を貫き、所有と経営が一致し、中長期的な視点から企業価値向上を目指すことが可能である公開買付者ならではの機動力と強固な財務基盤を最大限に活かすことで、公開買付者が想定するような長期的な視点に立った大規模な設備投資や技術開発への先行投資を実行することが可能と考えております。このような考えに基づき、公開買付者は、2026年2月6日、対象者に対して、対象者の代表取締役社長と公開買付者の代表取締役社長との面談を通じて、対象者の完全子会社化に係る可能性を探りたい旨の申し入れを行いました。当該面談以降、公開買付者による対象者の工場視察や、対象者による公開買付者オフィスへの来社及びアフターサービス現場の視察などを通じて協業に係る可能性について協議した結果、2026年2月19日に、対象者から、公開買付者による完全子会社化ではなく3分の1程度の出資に留める形での資本業務提携から始めたいとの提案を受けました。公開買付者としては、これを受け、対象者の意向を尊重して資本業務提携から開始する方針を2026年2月20日に決定し、検討を進めておりました。しかしながら、2026年3月2日、対象者より、「収益性の高いB2B事業への転換を最優先課題として決定し、新年度の経営方針に従って改革を進めるスタートを切った直後であるため」という理由から、公開買付者による3分の1程度の出資を含めて資本構成の変更を前提とする提案には応じられない旨の連絡を受領いたしました。公開買付者としては、本件の意義について改めてご理解をいただくべく、2026年3月2日及び同月6日に対象者に面談を通じた再協議を打診いたしました。以降、本意向表明書の提出日である2026年5月11日に至るまで協議を再開する機会は得られませんでした。対象者との協議による合意形成が困難となったことを踏まえ、公開買付者は単独での検討を再開しました。その結果、対象者の意向を尊重して検討していた資本業務提携ではなく、公開買付者は、対象者を完全子会社化することで想定されるシナジーを早期に実現し、両社の企業価値向上や、株主の皆様・お取引先様・従業員の皆様を含む全てのステークホルダーに対する利益還元を図るという当初の方針に立ち戻りました。そこで、公開買付者は、2026年4月下旬、公開買付者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてみずほ証券を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選任し、本公開買付けを通じた対象者株式の取得に関する検討体制を構築するとともに、具体的な検討を開始いたしました。かかる方針の下、公開買付者は、企業買収行動指針の趣旨に則り、本取引について対象者取締役会の賛同を得るための真摯かつ建設的な協議を行うことを目的に、2026年5月11日、本プレスリリースに記載の本取引の背景及び目的、想定されるシナジー、本公開買付価格、必要資金の調達方法、本取引後の経営方針及び本公開買付前提条件を記載した法的拘束力のない本意向表明書を対象者取締役会に提出いたしました。本意向表明書においては、その時点で、公開買付者の代表取締役社長自らが対象者の代表取締役社長と面談を行い、公開買付者による対象者の完全子会社化の提案を行ってから既に3ヶ月以上が経過していたことを踏まえ、また、対象者及びその株主の皆様に対してこれまでの経緯を正しくご理解いただき、公開買付者による本取引の提案の事実を含む対象者の株主の皆様のご判断に資する有益な情報が、公開買付者及び対象者から適切かつ積極的に提供されることを促すとともに、本取引に対するご理解及びご賛同を得るのに十分な情報提供及び検討期間を確保するために、2026年6月中旬頃を目途に本プレスリリースを公表予定である旨を記載しておりました。

2026年5月27日、対象者から、対象者の独立社外取締役である田中通泰氏、加藤善孝氏（監査等委員・公認会計士）及び大田陸介氏（監査等委員・弁護士）の3名から構成される本特別委員会を設置した旨の連絡を受領いたしました。

その後、公開買付者は、2026年6月1日付けで、対象者より秘密保持誓約書の提出に関する依頼及び対象者における検討の開始についての連絡を受け、その後、2026年6月5日付けで、対象者より公開買付者が対象者株式の取得に関する意向を公表することを禁止する旨の内容を含む秘密保持に関する確認書（公開買付者が対象者に差し入れる形式のもの。以下「本対象者秘密保持誓約書」といいます。）の案を受領いたしました。上記のとおり、公開買付者は、本取引を公表することで、対象者及びその株主の皆様これまでの経緯を正しくご理解いただき、対象者の株主の皆様のご判断に資する有益な情報が、公開買付者及び対象者から適切かつ積極的に提供されることを促すとともに、本取引に対するご理解及びご賛同を得るのに十分な情報提供及び検討期間を確保するべきであると考えていたことから、2026年6月9日付けで、対象者株式の取得に関する意向を公表することを禁止する旨は応諾できない旨を回答いたしました。その後、公開買付者は、2026年6月11日付けで、対象者より本対象者秘密保持誓約書に対象者株式の取得に関する意向を公表することを禁止する旨を含むことについて改めて要請を受けましたが、2026年6月16日付けで、上記と同様の理由により当該要請は受け入れられない旨を回答いたしました。本対象者秘密保持誓約書については引き続き対象者との間で協議を行っておりますが、本日現在、公開買付者は対象者に対して本対象者秘密保持誓約書の差入れは行っておりません。

その後、公開買付者が2026年6月18日に本プレスリリースを公表する旨を対象者に伝えたところ、同月17日、対象者の代表取締役社長から公開買付者の代表取締役社長に対して、本プレスリリースの公表に先だって面談を求める旨の連絡を受けました。公開買付者としては、対象者取締役会及び本特別委員会に対して、本公開買付けにご賛同いただけるよう誠実にご説明を差し上げ、さらに、対象者取締役会及び本特別委員会が、本意向表明書に記載の情報に加えて、本公開買付けに対する意見形成のために追加的に必要であると合理的に判断される情報の提供依頼があれば真摯に対応する予定であることから、同月18日、対象者の代表取締役社長及び公開買付者の代表取締役社長との間で面談を実施いたしました。当該面談の場において、対象者の代表取締役社長からは、本取引の提案内容に対する評価の明確な言及はなかった一方で、本取引が実現した場合には対象者株式は上場廃止となると、上場廃止に伴い対象者従業員が離職してしまうおそれがないかを懸念している旨の意見とともに、本取引後の対象者の従業員の雇用についての意向を尋ねる質問がなされました。これに対して、公開買付者の代表取締役社長からは、公開買付者としては、対象者の従業員の皆様に本取引の成立後も変わらず対象者の事業に引き続き携わっていただくことを重要視しており、そのために合理的に必要な対応を執っていく予定である旨を回答するとともに、本取引に係る事実はインサイダー取引規制の対象となる事実と該当する可能性があるところ、早期に本取引を公表することで、対象者としても対象者株主の皆様・お取引先様・従業員の皆様を含む全てのステークホルダーの意見を踏まえた上での意思形成を行うことができるため、対象者の懸念を解消することが可能となると考える旨をお伝えしました。また、対象者の代表取締役社長から、公開買付者による対象者の評価が尋ねられたため、公開買付者の代表取締役社長からは、改めて、公開買付者として、(a)対象者は卓越した技術とそれを支える人材を有し、素晴らしい商品を生み出す企業として高く評価していること、(b)そのような対象者と、ユーザーの声を反映して商品を磨き、届けることに強みを持つ公開買付者が、一体となって真にお客様に喜んでいただける商品を生み出し双方でシナジーを実現することは、両社にとって最善の道であり、両社の企業価値向上や、株主の皆様・お取引先様・従業員の皆様を含む全てのステークホルダーに対する利益還元につながるものと強く確信していること、そして、(c)公開買付者としても、対象者の75年という長きにわたる歴史やそのブランド、対象者のこれまでの経営方針に深い敬意を有しており、これらを尊重していく方針である旨を回答いたしました。公開買付者としては、この面談を通じて、公開買付者の対象者に対する想いのみならず、本取引にかける想いも、対象者に伝わったものと信じております。併せて、公開買付者の代表取締役社長から対象者の代表取締役社長に対しては、2026年6月19日に本プレスリリースを公表する予定であることもお伝えいたしました。

以上のとおり、公開買付者の代表取締役社長及び対象者の代表取締役社長間での初期的な面談は実施されたものの、本日現在において、公開買付者と対象者及び本特別委員会との間において、対象者の企業価値向上のための公開買付者及び対象者間のシナジーの実現方法、また、対象者の株主共同の利益の確保のために必要な本公開買付けを含む本取引の条件の内容等、対象者が本公開買付けを含む本取引に関する意見表明を行うために必要になると考えられる、具体的かつ実質的な議論はできておりません。

以上の経緯を踏まえ、公開買付者は、公開買付者による本取引の提案の事実を含む対象者の株主の皆様のご判断に資する有益な情報が、公開買付者及び対象者から適切かつ積極的に提供されることを促すとともに、本取引に対するご理解及びご賛同を得るのに十分な情報提供及び検討期間を確保すること、そして、本取引を公表することで対象者における対象者株主の皆様・お取引先様・従業員の皆様を含む全てのステークホルダーの意見を踏まえた上での判断を行う機会を確保し、対象者の本取引に係る一層充実した検討を可能とすることで、もって公開買付者及び対象者の本取引に関する協議を加速度的に進めることを目的として、2026年6月19日開催の公開買付者株主総会において、本プレスリリースを公表することを決定いたしました。

② 公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本取引成立後、公開買付者グループと対象者との間のシナジーを早期かつ着実に実現し、両社の企業価値を中長期的に向上させるため、公開買付者の強みであるテレビ・ラジオ・紙媒体・ECサイト等のチャンネルミックス展開や約900万人の顧客基盤に裏打ちされた販売網やマーケティング力といった事業運営力を最大限に駆使して対象者とともに新たな成長軌道を描くための事業計画を策定し、その達成に向けた実行フェーズでのマネジメントまで深く伴走することで、経営改革の実現をサポートしてまいります。また、公開買付者は、本取引後も対象者のこれまでの経営方針を尊重する方針でありますので、対象者の商号やブランドを変更する予定は現時点でございません。

また、公開買付者は、本取引が成立した場合、公開買付者より取締役の派遣を行うことも選択肢の一つとして検討しておりますが、具体的な経営方針及び経営体制については、両社の企業価値をさらに向上させる観点から本取引成立後に対象者と協議を行った上で決定したいと考えております。

なお、下記「(3) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本公開買付けの成立後、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しておりますが、その他に公開買付者が対象者株式を追加取得する予定はありません。

(3) 公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

① 株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主の皆様（但し、公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定です。本株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を本売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し本株式売渡請求の承認を求める予定です。対象者がその取締役会の決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、本売渡株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、本売渡株主からその所有する対象者株式の全部を取得します。この場合、公開買付者は、本売渡株主がそれぞれ所有していた対象者株式1株当たりの対価として、各本売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。

本株式売渡請求に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、本売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

② 株式併合

本公開買付けの成立後、公開買付けが所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付けは、会社法第180条に基づく対象者株式に係る株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。なお、公開買付けは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付け者に売却すること等によって得られる金銭の額が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（但し、公開買付け者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付け価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付け者は、対象者に対して、公開買付け者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（但し、公開買付け者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様（但し、公開買付け者及び対象者を除きます。）は、対象者に対して、その所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（但し、公開買付け者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（但し、公開買付け者及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的に裁判所が判断することとなります。

上記の株式売渡請求及び株式併合の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（但し、公開買付け者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定する予定です。上記の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(4) 上場廃止等となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(3) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載の手続が実行された場合には、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(5) 公開買付けに係る重要な合意

該当事項はありません。

(6) 企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続きの公正性について

公開買付者は、本取引が、公開買付者グループとのシナジー実現等により対象者の中長期的な企業価値を向上させ、同時に対象者の株主の皆様に対して、市場株価に大幅なプレミアムを付した公正な対価の分配を可能ならしめる点で、企業買収行動指針における「望ましい買収」(同指針 2.1) に該当すると考えており、その実施に際して対象者の株主の皆様のご判断に有益な情報を適切かつ積極的に開示し(透明性の原則)、対象者の株主の皆様の合理的な意思決定の機会を確保した上で、対象者の株主の皆様のご判断に最終的に依拠することとする(株主意思の原則)等、手続きの公正性に最大限配慮する所存です。具体的には、以下のとおり、企業買収行動指針を遵守する方法による本取引の実施をご提案いたします。

① インフォームド・ジャッジメントの機会の確保

公開買付者としては、本プレスリリースを通じて、対象者やその株主の皆様に対して、必要かつ十分な情報を提供しているものと考えております。また、公開買付者は、本日以降、本公開買付けの開始までに、対象者取締役会及び本特別委員会に対して、本公開買付けにご賛同いただけるよう誠実にご説明を差し上げ、さらに、対象者取締役会及び本特別委員会が、本意向表明書に記載の情報に加えて、本公開買付けに対する意見形成のために追加的に必要であると合理的に判断される情報の提供依頼があれば真摯に対応する予定です。公開買付者は、本日現在において対象者及び本特別委員会との間で、対象者が本公開買付けを含む本取引に関する意見表明を行うために必要になると考えられる具体的かつ実質的な協議が実施されていないという状況を踏まえ、本日以降具体的な協議が開始された場合、対象者取締役会及び本特別委員会が公開買付者との間で上記のようなやり取りを経て、本取引の意義及び対象者の企業価値への影響並びに買付け等の価格を含む本取引の条件の相当性を真摯にご検討いただくために必要十分な期間として本件同種の事例(公開買付者による公開買付け又はその予告に関する公表の時点で対象者の意見表明が決定されていない事例を意味します。)を踏まえた一般的な水準を確保すること、一方で、株主の皆様が本公開買付けの実施が判断されるまでの不確実な状況に置かれる期間を可能な限り短くする必要があること、双方の観点から概ね4ヶ月程度確保することが望ましいと判断したため、2026年10月下旬を目途に本公開買付けを開始することを想定しており、また、本プレスリリースを通じて、対象者の株主の皆様に対して、本取引の是非及び応募について適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するとともに、本公開買付けの開始までの期間に加えて30営業日の公開買付期間を設定することで、透明性・公正性が十分に確保された中で、対象者の株主の皆様が本取引に応じるか否かを慎重に判断するための機会を付与することを企図しております。

したがって、公開買付者は、企業買収行動指針に規定されている「株主意思の原則」や「透明性の原則」を遵守しており、必要な情報を適切に提供し、透明性・公正性が十分に確保された上で、株主が買収者による株式の取得に応じるか否かを判断(インフォームド・ジャッジメント)する機会は、十分に確保されているものと考えております。

② 強圧性を排除することを意図した条件設定

本公開買付けにおいては、公開買付者は、最終的に対象者株式の全て（対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的としており、買付予定数の上限を設けておりません。買付予定数の下限は対象者の総株主の議決権の3分の2以上としており、企業買収行動指針が提示する「オール・オア・ナッシング」のオファーとなっております。本公開買付けの結果、公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上を所有するに至った場合には、本スクイズアウト手続を実施することを予定しております。本スクイズアウト手続において、公開買付者が対象者の株主の皆様に対して支払う対価は、本公開買付価格と比較して、対象者の株主の皆様にとって経済的に不利益と評価されることのない、合理的な価格としております。

(7) その他公開買付けに関する事項

該当事項はありません。

3. 対象者の概要及び買付け等の条件等

(1) 対象者の概要

①	名 称	株式会社ツインバード																						
②	所 在 地	新潟県燕市吉田西太田字瀧向 2084 番地 2																						
③	代 表 者 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 野水 重明																						
④	事 業 内 容	家電製品等製造販売																						
⑤	資 本 金	1 億円 (2026 年 2 月 28 日現在)																						
⑥	設 立 年 月 日	1962 年																						
⑦	大 株 主 及 び 持 株 比 率 (2026 年 2 月 28 日現在)	<table border="0"> <tr> <td>株式会社双栄</td> <td>13.38%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)</td> <td>3.92%</td> </tr> <tr> <td>ツインバード従業員持株会</td> <td>2.71%</td> </tr> <tr> <td>野水重明</td> <td>2.56%</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本政策投資銀行</td> <td>2.53%</td> </tr> <tr> <td>株式会社日本カストディ銀行 (信託口)</td> <td>2.21%</td> </tr> <tr> <td>野水秀勝</td> <td>1.28%</td> </tr> <tr> <td>株式会社第四北越銀行</td> <td>1.00%</td> </tr> <tr> <td>野水御富士</td> <td>0.97%</td> </tr> <tr> <td>SCBHK AC EFG BANK HONG KONG BRANCH (常任代理人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱 UFJ 銀行</td> <td>0.92%</td> </tr> </table>	株式会社双栄	13.38%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3.92%	ツインバード従業員持株会	2.71%	野水重明	2.56%	株式会社日本政策投資銀行	2.53%	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2.21%	野水秀勝	1.28%	株式会社第四北越銀行	1.00%	野水御富士	0.97%	SCBHK AC EFG BANK HONG KONG BRANCH (常任代理人)		株式会社三菱 UFJ 銀行	0.92%
株式会社双栄	13.38%																							
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3.92%																							
ツインバード従業員持株会	2.71%																							
野水重明	2.56%																							
株式会社日本政策投資銀行	2.53%																							
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2.21%																							
野水秀勝	1.28%																							
株式会社第四北越銀行	1.00%																							
野水御富士	0.97%																							
SCBHK AC EFG BANK HONG KONG BRANCH (常任代理人)																								
株式会社三菱 UFJ 銀行	0.92%																							
⑧	公開買付者と対象者との関係																							
	資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、対象者株式を所有しておりません。																						
	人 的 関 係	該当事項はありません。																						
	取 引 関 係	公開買付者と対象者との間で通常の商取引 (対象者からの製品の仕入取引) が存在します。																						
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。																						

(注) 「⑦ 大株主及び持株比率 (2026 年 2 月 28 日現在)」は、対象者有価証券報告書から引用しております。

(2) 日程等

公開買付者としては、独占禁止法に基づく手続以外に必要な本許認可等手続を認識していないことから、本日現在、独占禁止法に基づく手続の完了に向けて対応を進めた上で、2026 年 10 月下旬を目途に本公開買付けを開始することを予定していますが、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。

なお、公開買付期間については、30 営業日に設定することを予定しております。上記「2. 買付け等の目的」の「(6) 企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続きの公正性について」の「①インフォームド・ジャッジメントの機会の確保」に記載のとおり、本公開買付けの開始までの期間に加えて 30 営業日の公

開買付期間を設定することで、透明性・公正性が十分に確保された中で、対象者の株主の皆様が本取引に応じるか否かを慎重に判断するための機会が付与されるものと考えています。また、本公開買付けの開始までの期間に加えて 30 営業日の公開買付期間を設定することで、公開買付者以外の者による対象者株式に対する買付け等の機会も確保されるものと考えております。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 800 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

本公開買付価格（1 株当たり 800 円）は、(i) 本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である 2026 年 6 月 18 日（基準日）の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 395 円に対して 102.53%のプレミアムを加えた価格、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 396 円に対して 102.02%のプレミアムを加えた価格、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 398 円に対して 101.01%のプレミアムを加えた価格、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 407 円に対して 96.56%のプレミアムを加えた価格であり、公正な M&A 指針の公表日である 2019 年 6 月 28 日から 2026 年 5 月 31 日までに行われた発行者及びその親会社以外の者による完全子会社化を前提とした公開買付けの事例であって、公開買付けの開始前に、公開買付者（その特別関係者を含みます。）による買収対象会社に対する議決権所有割合が 33.34%未満の国内上場会社（Tokyo PRO Market を除きます。）を対象とした事例 153 件（なお、REIT を対象とする案件、不成立に終わった案件、二段階公開買付けや所謂ディスカウント公開買付け案件、及び公開買付けの開始前に対抗公開買付け等による株価の変動が生じていた案件は、上記分析から除外しております。）において付与されたプレミアムの中央値（公表日の前営業日の終値並びに同日までの直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間、及び 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して、それぞれ、44.58%、45.53%、46.13%、及び 49.58%）を有意に上回るものであること、(ii) 対象者の直近 5 年間の株価が軟調に推移していることや対象者株式の直近 1 年間の株価が 391 円から 436 円の間で推移していること、及び (iii) 基準日時点で対象者の PBR（株価純資産倍率）が 0.6 倍程度であるところ、本公開買付価格は PBR（株価純資産倍率）1.3 倍程度に相当する水準であることを踏まえると、対象者の現在の株主の皆様にご大きなプレミアムをご享受していただけたらと考えております。したがって、現時点において、本取引を通じて公開買付者が企図するシナジー効果を定量化することは困難ですが、本公開買付けを含む本取引は対象者の株主の皆様にご企業買収行動指針に記載の「株主が享受すべき利益」、すなわち、「買収を行わなくても実現可能な価値」を最低限保障するのみならず、「買収を行わなければ実現できない価値」の公正な分配をも十分保証する合理的な投資回収機会をご提供するものであるとともに、対象者及び対象者の株主の皆様にとって魅力的なご提案であると考えております。

なお、公開買付者は、上記の諸要素、上記「2. 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」に記載の想定されるシナジー、及び応募の見通し等を総合的に考慮して本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,906,166 株	7,270,800 株	— 株

(注 1) 公開買付者は、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,270,800 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,270,800 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者有価証券報告書に記載された 2026 年 2 月 28 日現在の対象者の発行済株式総数（10,906,300 株）から、対象者有価証券報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（134 株）を控除した株式数（10,906,166 株）になります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 上記の買付予定数及び買付予定数の下限は、本日時点の情報に依拠する暫定的な数であり、同時点以後の変動等のために、本公開買付けにおける実際の数字が上記の数字と異なることとなる可能性があります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合 未定)
買付け等後における公開買付けの所有株券等に係る議決権の数	109,061個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	108,929個	

(注1) 各特別関係者の所有株券等も、本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、0個としております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者有価証券報告書に記載された2026年2月28日現在の対象者の総株主の議決権の数です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者有価証券報告書に記載された2026年2月28日現在の対象者の発行済株式総数(10,906,300株)から、対象者有価証券報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(134株)を控除した株式数(10,906,166株)に係る議決権の数(109,061個)を分母として計算しております。

(7) 買付け等に要する資金

8,724,932,800円(予定)

(注) 買付代金は、上記「(5) 買付予定の株券等の数」に記載した本公開買付けの買付予定数(10,906,166株)に本公開買付け価格(1株当たり800円)を乗じた金額を記載しております。なお、本日以降の株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の数値が異なった場合には変動する可能性があります。

(8) 決済の方法

買付け等の決済をする証券会社については、みずほ証券(公開買付け代理人)を予定しておりますが、決済の方法に関する事項については、現在検討中であり、決定次第お知らせいたします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,270,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(7,270,800株)以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② その他買付け等の条件及び方法

決済の方法、公開買付開始公告日その他買付け等の条件及び方法については、決定次第お知らせいたします。

③ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本プレスリリース又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

4. 今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「2. 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け後の経営方針」、「(3) 公開買付け後の組織再編等の方針」及び「(4) 上場廃止等となる見込み及びその事由」をご参照ください。

5. その他

(1) 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以上